

スウェーデンにおけるリカレント教育提唱の背景と目的

瀧 端 真理子

Swedish Recurrent Education in its Context and Object

TAKIBATA Mariko

は じ め に

1970年代にOECD（経済協力開発機構）を通じて広められたリカレント教育の理念は、日本に紹介された当初、生涯教育論の中でも「最も難解な概念」（文部省大臣官房）とされていた⁽¹⁾。リカレント教育は、その持つ多様な性格のゆえに、論者の関心にしたがってその紹介のされ方も異なってきたと言えよう。

たとえば畑克明のように「真の教育の平等を達成するためには、どうしたらいいのか、これがリカレント教育の発想の原点であった」とする立場がある一方⁽²⁾、赤尾勝己のように「OECDは、1970年に、主として、先進産業諸国の人材要請に応えることを目標に、教育のありかたを探り、これをリカレント教育（recurrent education）と呼んだ」とする立場もある⁽³⁾。

リカレント教育と、教育を超えた領域との結びつきについては、市川昭午が「教育の機会と資源を再分配する戦略としてのリカレント教育は、純粹の教育政策ではなく、社会経済政策と結びつくところに、その主要な目的と存在理由がある」⁽⁴⁾と論じている。また前平泰志は、リカレント教育自体の持つ多様性・柔軟性として、不利益を蒙っている人々へのフルタイムでフォーマルな教育システムの供給、労働市場とリカレント教育との密接な結合、「労働の世界」そのものの変革（職業構造、報酬制度、意志決定への参加）を指摘している⁽⁵⁾。

リカレント教育の目的の一つが、「学習権の行使の延期をはかること」であることに言及しているのは、天野郁夫（1979）と、市川昭午（1980）である。天野は、「もし人々が、それが本当に自分にとって必要であることがわかるまで、中等後教育の機関への進学を延期し、学位の取得をおくらせることになれば、いま進行している「学歴インフレーション」（certificate inflation）や「学歴証明主義」（credentialism）に歯止めがつけられることになるだろう」⁽⁶⁾と指摘している。一方、市川は、「留意する必要があるのは、そもそも生涯教育化政策が爆発的な教育需要の増大に対し、現行学校制度のまま年限延長や間口拡大を続けるやり方ではもはや賄い切れないという教育財政の破綻を一つの重要な契機として着想された

ものだということである」と述べ（ここでは、市川はリカレント教育を生涯教育の具体的方策とみなしている）、「もともと生涯教育化が教育費負担の緩和を一つの狙いとしている以上、これとすべての国民に対する生涯学習機会の保障という理想とは、そう簡単には両立しない」⁽⁷⁾と問題点を指摘している。

このように日本において、多様な解釈、評価を生み出してきたリカレント教育の目的を明確にするためには、リカレント教育が提唱された当時の状況をたどり直してみる必要があるだろう。もとより、リカレント教育に関しては、OECD加盟各国の研究者や国際機関から数多くの研究が公表されており、包括的な議論は研究の蓄積を必要とする今後の課題である。

OECDのCERI（教育研究・革新センター）の1972年事業計画には、リカレント教育に関して「CERIによる当初の予備的作業は、先導的諸国（pilot countries）からなる小グループによるこの制度の実現の可能性の研究という考え方を基礎として進められてきた」と記述されており、ここで述べられている先導的諸国とは、具体的にはスウェーデンとユーゴスラヴィアを指していた⁽⁸⁾。本稿では、この二か国のうち、リカレント教育のアイデアを最初に提唱したスウェーデンを、検討の対象として取り上げることとする。スウェーデンにおいてリカレント教育が導入された過程を検討することで、スウェーデンにおけるリカレント教育提唱の背景とその目的を明らかにすることが本稿の目的である。

1. 政治的背景と社会構造

リカレント教育のアイデアが国際的な場で初めて提唱されたのは、1969年5月にヴェルサイユで開催された、第6回ヨーロッパ文相会議において、スウェーデンの文相パルメ（文相としての在任期間は1967-69年、1969年より社会民主労働者党党首）によってである⁽⁹⁾。まず、このアイデア提唱の背景となるスウェーデン社会の状況を概観しておこう。

スウェーデンは、急速かつ劇的な変化を経て、現在一般に認知されているような平等主義志向の国家となった。スウェーデンにおいて、貴族、聖職者、市民および農民という四つの階層からなる身分制議会が廃止され、二院制が導入されたのは1866年のことであるが、政治的には君主制と貴族制のなごりが残り続け、1905年まで首相は国王によって選出され、1905年以前の各首相と1914年以前の各外相は、貴族階級出身であった。スウェーデンにおける近代的政党の出現は、1889年のスウェーデン社会民主労働者党〔以下、社民党と略記する〕の創設をもってはじまる。社民党の結成を促したのは、スウェーデン社会の変貌、つまり都市化と産業化であった。19世紀末に労働者階級は急増したが、この変化は生活水準の低下という意味におけるプロレタリア化を意味するものではなかったとされている。スウェーデンでは19世紀の後半に、広範な貧困のために、農民人口の約1/5がアメリカに移住せざるをえない状況だった。工場労働者の主要な供給源である貧困な農民層の経済状況は工業化によってむしろ改善の方向に向かったとされており、このような情勢のもとに、社民党は純粋なマルクス主義的原理を早くから放棄し、改良主義的な、穏健な社会主義政党に発展していった⁽¹⁰⁾。

ハイアラーキーのある社会から、平等を志向する社会への急速な移行は、あまり紛争を経験することなく達成された。スウェーデン議会を代表する5政党——左共産党、社民党、自由党（現国民党）、中央党、保守党（現穏健統一党）——のうちで、1932年以来、有力政党は社民党であった。社民党は、1932～1976年と1982～1991年まで政府与党になったにもかかわらず、絶対多数を占めることは稀であった。第二次大戦終結後、スウェーデンは二つの比較的安定した政治ブロックを有してきた。すなわち、社民党と左共産党からなる社会主義ブロックと、中道左派、中道、右派政党である自由党、中央党、保守党からなる非社会主義ブロックである。自由党は、社民党に、普通選挙、社会改革に関して支持を与え、また、労働者の政治的権力を守った。中央党（1958年までは農民同盟）は、労働者と農民と少数民族の代表として二度、社民党との同盟に加わった。保守党のみが一貫して社民党と対立してきた⁽¹¹⁾。

スウェーデンの政党は、職業上の組織と密接に提携してきた。スウェーデンは世界でも最も組織労働者の比率の高い国であり、ブルーカラー、ホワイトカラー、専門職をそれぞれ代表する労働組合連合が存在する。組織率は、ブルーカラーで約90%、ホワイトカラーでも過半数を占めると言われている。そのうちの最大組織は、ブルーカラー労働組合からなるLO（労働組合）全国組織）である。LOは社民党の活動家によって組織されたため、社民党と密接に同盟し、財政援助と人材を党に与えている。ホワイトカラー労働者を代表するTCO（ホワイトカラー中央組織）は、1936年の創設以来、そのリーダーが大部分社民党員であった。TCOは財政的にはどの党にも貢献せず、その組合員の投票先は分散している。SACO（スウェーデン大学卒業者中央組織）は、その職業が少なくとも単科大学の学位を必要とする専門職労働者を代表する。SACOはどの政党とも同盟しないが、そのメンバーは、非社会主義政党を支持する傾向がある⁽¹²⁾。

社民党とそれに同盟する組合員は、一貫して、労働者階級のためのより平等な報酬をめざし、圧力をかけてきた。保守党は、断固としてそのような平等化に反対し、伝統的特権を擁護してきた。この完全な分裂は、国内に地域的あるいは宗教的な分裂がなかったために一層強化された。こうして、スウェーデンの政党は、平等問題についての立場の上で、基本的には分割されてきた⁽¹³⁾。

スペースによれば、1940年代までのスウェーデンにおける平等化の進展は、政府の財政政策の結果と言うよりはむしろ、工業での雇用が増加し、農業従事者が衰退したという産業構造上の変化の結果と言える。1940年代と1950年代の間、肉体労働者と非肉体労働者との間の世代間の移動比率は、スウェーデンでは英国やその他の多くのヨーロッパ諸国と類似しており、1960年に発表されたミラーの比較研究によれば、英国とスウェーデンでは、肉体労働者の子弟がホワイトカラー労働者になる機会はほぼ同じであった。1968年のスウェーデンの階級構造に関する調査は、1950年代よりこの時点の方が大きな移動があるが、その移動は、低い地位のホワイトカラー労働者の職業と肉体労働者の職業との間で移動しがちであり、専門的で管理的な高級職への補充には、著しい制限が存在することを示していた。例えば、スウェーデンの伝統的大学であるルンド大学とウプサラ大学の教授の社会的背景についての研究は、1950年の時点で、肉体労働者の家庭出身の教授は8%にすぎなかったこ

とを明らかにしている⁽¹⁴⁾。

伝統的にスウェーデンにおける所得上の不平等は、民間部門においてと同様、公共部門においても顕著であった。1880年代には閣僚の所得は地方の学校教員より約35倍多く、また大学教授の所得と較べても10倍も上であった。これらの所得格差は、部分的には学歴の差と結びついてきた。そして、学歴に結びついた公務員の間での給与格差のために、所得上の不平等は、1950～1960年代に公共部門での雇用が増大した期間も減少しなかったのである⁽¹⁵⁾。

2. 初等・中等教育段階での教育改革と改革以前の高等教育

スウェーデンでは、1962年からの義務教育改革、1971年からの後期中等教育改革に続いて、1977年に高等教育の全面改革が行われた⁽¹⁶⁾。

スウェーデンの学校制度は他のヨーロッパ諸国と同様、社会的背景を異にし、起源的にも全く無関係なものとして成立・発展してきた二つの学校系統、すなわち支配階級のための中等（学問的）学校と大衆のための初等（民衆）教育が並行する、複線型の形態をとっていた⁽¹⁷⁾。

1950年、議会は「後に定められる期間中に初等学校、補習学校、国民中等学校、地方自治体立の中間学校、および中学校のすべてに代わるべき、9年制義務総合学校を設立するための措置をとること（但し新提案が実験的に成功であった場合）」という冒頭部分を持つ提案を可決し、1962～1972年の間に、総合制の9年制基礎学校（grundskola）を全国的に導入することを決定した。第9学年（15才）時のコース分けも1969年に廃止が決定され、翌年から日本の中学校と同様の単一課程制が実施された⁽¹⁸⁾。

後期中等教育は、1964年に第一次改革の原則が決定されたが、これはそれまでそれぞれ独立の学校であった普通高等学校、商業高等学校、工業高等学校を統合して、年限3年（工業科のみ4年）の総合制高等学校にし、これに年限2年の専科学校を併設するというもので、この制度は1966年から発足した。また、議会は1968年に第二次改革の原則を承認、1971年には高等学校、専科学校、職業学校のすべてを統合し一本化した新しい高等学校（gymnasieskola）が発足した。これは、日本での各種学校や職業訓練所に当たるようなものまで一つの後期中等教育機関に統合したもので、ヨーロッパで最もラディカルな改革であった⁽¹⁹⁾。

スウェーデンが教育拡大と教育改革に最大限の努力を払うことを選択した前提条件には、その経済の高度成長があった。しかし経済成長を指摘するだけでは不十分であり、ハイデンハイマーは、スウェーデンが教育拡大と教育改革を重視したのは、おそらく経済的・政治的・社会的・イデオロギー的諸要因が複雑に混じり合った結果であろうと論じている。以下、ハイデンハイマーの論に沿って、スウェーデン教育改革の背景を追うこととする。

スウェーデン社民党は、他の西ヨーロッパ諸国のどの社会民主主義政党よりも、改良主義政策の成果を、深刻な社会的危機に遭遇することなく、積み重ねてきた。スウェーデン社民党のリーダーたちは、合理主義と改良主義の目標に強く執着すると同時に、またハイアラー

キーな教育システムによって与えられる学歴資格が最大の指標となる社会成層のパターンを修正することにも、たいへん強く執着していた。労働市場政策と雇用問題が最優先課題であった 1930 年代に較べて、1944 年に開催された社民党大会は、教育を優先課題に掲げた戦後改革プログラムを提示した。初等後教育の拡大と改革によって、社民党は、「少数者による特権」の破壊と「多数者の機会」の拡大を同時に達成することができた。教育人口の拡大と多様化に向かうことによって、スウェーデンの政治的リーダーたちは、「学校教育は成長途中の世代に望ましい効果を与え、より望ましい社会進歩と経済成長の手段として役立つという信用」を明示することができたのである。

教育改革が 1940 年代から着手されたとき、教育改革は、階級を意識する労働者のイデオロギー上のリーダーたちにも、また成長を意識する官僚制内部のプラグマティックなテクノクラートたちにとっても、最適な目標となり、社民党の最優先項目として支持された。「教育上の特権」の排除は、社会移動に対する労働運動の伝統的な要求に合致する葛藤パラダイム (conflict paradigm) 内の目標であった。この方面での支持者にとっては、教育改革は主として、社会的平等達成のための優先権という用語で合理化された。総合制学校化は、労働者階級の子どもたちが、遅い時期の分化によって恩恵を受けることを示したのである。また同時に、効果的活用モデル (optimization model) の見通しから、改革で得られる利点に気づいた官僚や経営者たちからも、改革は支持された。これらの先進技術社会の計画者たちは、教育を受ける上での伝統的な障害を取り除けば、これまで未開発なままであった潜在能力を有効に活用できるとして支持したのである。

他のヨーロッパ諸国でと同様、スウェーデンの中等学校の教員たちは、総合制学校改革の導入に激しく反対した。学問的な素質に応じた初期の分化が犠牲にされるならば、教育の質が低下するだろうとする彼らの議論は、教育以外の領域での文化的エリートから支持された。しかし、スウェーデンの利益団体と政党システムの特徴は、中等学校教員が現状賛成派の連合を組織するには不利であった。労働者階級と下層中流階級の利益団体のほうが、中流階級の利益団体と同程度かそれ以上によく組織されていたからである。労働者階級および下層中流階級は、「制度化された特権に対するたたかい」という 1950 年代からのスローガンのもとに、効果的に共闘することができた。大衆組織、とりわけ労働組合は、数の上での影響力を及ぼし、1962 年に総合制学校化の決定が行われるまでには、非社会主義政党の議員たちの大部分までもが、賛成票を投じる結果となったのである⁽²⁰⁾。

後期中等教育改革については、以下ルーザックの論を追うこととする。1964 年の後期中等教育改革法案の審議にあたって、当時の文相エデンマンは次のように述べた。すなわち、今はまだ同年齢層のたった 25% だけが、高等学校 (gymnasium) と補習学校 (fackskola) に通っているにすぎない。1970 年代に向けての目標は、同年齢層の 50% がこれらの学校に進学することである。またもう一つの目標は、中等教育段階のあらゆるラインにいる生徒が、単線型の学校に通えるという、学校種間の水平的な対等関係を作り出すことである、と。

改革派は、学校の主要な役割は生徒の個人的発達を促すことだと論じ、教育の民主化への反対を封じた。保守党が、二年間の職業学校に、大学へアクセスする資格を与える第三学年

を付け加えることを提案したのに対して社民党は、職業学校と補習学校を新しい高等学校(gymnasieskola)、すなわち総合制中等学校の中に統合しようと計画した。先に述べた通り、1966年、1968年の二段階の改革を経て、新しい高等学校が成立し、以後、社民党の関心は高等教育改革へ向かってゆくことになる⁽²¹⁾。

スウェーデンの大学は、第二次世界大戦以前には、1477年創設のウプサラ大学、1668年創設のルンド大学の二国立総合大学、およびストックホルムと南西部のイエーテボリイ、ルンド・マルメー両地区の単科大学だけであった。戦後、ストックホルムとイエーテボリイの文理系大学が総合大学に改組され、1960年代には、北部のウーメオとリンチェーピングにそれぞれ総合大学が新設され、総合大学は全部で6校になった⁽²²⁾。

大学への進学は、1864年から1967年まで、フランスのパカロレア、ドイツのアビトゥアとほぼ同様の studentexamen と呼ばれる「高等学校卒業資格兼大学入学資格試験」を実施し、これによって決定する方式を続けていた⁽²³⁾。大学・単科大学への新入学生数は、1940年で約2000人、1950年で約3800人であった⁽²⁴⁾。スウェーデンの大学の諸学科は、これまで、開放学科——神学、法学、人文科学、社会科学、数・理学——と制限学科——医学、歯学、薬学、工学——とに分けられ、前者には有資格者は無選抜で入学することができた。ただし、開放学科でも、実験中心の課程は制限コースとされていた⁽²⁵⁾。

1960年代の、大学在籍者数は開放学科と制限学科の間で大変アンバランスに増加するようになった。制限学科への入学者数は、大学への入学者総数の増加に較べて、たいへんゆるやかにしか増加しなかった。さまざまな学科への入学は、多様な威信の程度、言いかえればかなり年収差のある専門職の地位へとつながる、所要年数の異なる各種コースへの入学を意味していた⁽²⁶⁾。

1971年に出された1968年教育委員会（通称U68）の報告書は次のような点を明らかにした。すなわち、報酬面での格差は、大部分が制限学科に属する「威信と高い地位」を有する学習領域と、開放学科内のより入学しやすい世俗的な領域との間に、明確な差をもたらした。そして、大学での定員増は、「威信のある」専門職分野へのより広い社会的補充へと導かないように思われた。社会階層Ⅰ（有産階級、専門職、経営者、高級公務員）の家庭出身の医学生生の割合は、1959年から1969年にかけて、約60%というかなり固定した割合を保っていた。工学科の学生で見ても、約40～50%が社会階層Ⅰの出身だったのである。

大学入学者が同年齢層に占める割合が、1955年の6%から1969年の23%へと増加した時期、社会階層Ⅲ（労働者階級）出身の入学者が同年齢層に占める割合は、1956年の15%から1969年の21%に増加した。社会階層Ⅲの入学者は、医・歯学の11%、法学の12%、経済の16%を占めていたが、より社会的に威信の低い学科（ソーシャル・ワークやジャーナリズム）では社会階層Ⅲの出身者の占める割合が、その大学入学者数が少ない割には高かったのである。言いかえれば、1968/69年の時点で、20歳のスウェーデンの若者は、まだ階級によって、大きくその進路を分けられていたと言える。社会階層Ⅰ出身の14,000人のうち15%は、「威信のある」学習ラインに、64%は大学の「その他」のラインに在籍していた。一方、社会階層Ⅲ出身の65,000人のうち、わずか1%が「威信」ラインに、8%が「その

他」ラインに在籍し、残りの91%は大学とは無縁だったのである⁽⁷⁾。ルーザックは、この調査結果がもたらした関心を、当時の文相パルメが、1969年の第6回ヨーロッパ文相会議に持ち込んだ、と論じている⁽⁸⁾。

3. 1960～1970年代の労働をめぐる状況

高等教育改革と連動するリカレント教育の提唱期を検討する前に、当時の労働市場の状況および、労働現場での動向を見ておきたい。

1972年にCERIに提出された報告書の中でベンソンは、スウェーデンにおけるリカレント教育の理念は、スウェーデンの経済学者レーンの、労働市場の変化に合わせたより柔軟な教育システムが好ましいとする主張にさかのぼる、としている⁽⁹⁾。レーンはLOの指導的エコノミストであり、レーンらが提唱した「積極的労働市場政策」は、社民党政権との協力のもとで1950年代末から60年代にかけて具体化され、1976～1982年の保守連合政権のもとでも継承された⁽¹⁰⁾。この「積極的労働市場政策」は、スウェーデンのリカレント教育と密接に関連していると考えられるので、以下、この政策を概観しておこう。

レーン・モデルと呼ばれるこの政策は、スウェーデン産業の国際競争力を維持するうえで脅威となるインフレの抑制と、完全雇用の維持という、いわば矛盾する目標を解決する試みである。このモデルによれば、政府はインフレを抑えるために財政及び、金融引き締め政策を追求しなければならない。そこで起こるはずの失業には、影響を受けた部門と地域で、選択的な需要サイドからの雇用政策によって対処する。企業や産業の、利潤率の差と関係のない「同一労働同一賃金の原則」(連帯賃金政策)は、企業や産業間の生産性格差に基づく不当な賃金格差を是正することで公正な所得分配を図るとともに、経済の構造的変化を加速する。というのは、利潤率の低い、弱い企業は、その低い利潤率のゆえに合理化か閉鎖に追い込まれるが、一方、高い生産性の効率的企業は、より高い賃金を払わずに済むので利潤が増大し、利益を得て拡大が可能になるからである。だが、この連帯賃金政策はそれだけでは生産性の低い構造不況業種や不況地域に失業者を多発させるので、それらの業種や地域から生産性の高い産業や地域への労働力移動、すなわち、再訓練、職業形成、職業紹介などを含む包括的計画で、労働市場での移動を促進しようとするのが「積極的労働市場政策」であった⁽¹¹⁾。このレーン・モデルに組み込まれた、「生産性の高い産業や地域への労働力移動」に役立つ「再訓練と職業形成」の必要性が、スウェーデンにおけるリカレント教育の構想に影響を与えていることは確かであろう。

また、スウェーデンでリカレント教育が論じられたこの時期は、産業民主主義が高まりを見せた時期と一致している。以下、この産業民主主義の動向を押さえておきたい。

「労働の人間化」の問題に全国規模で最も早く取り組んだ国は隣国ノルウェーであり、ILOが1970年頃に注目しはじめる以前の1962年から、「労働の人間化」の方向を追求しはじめた。このノルウェーにおける実験の成功事例が1969年にスウェーデンに報告され、ボルボ社に代表されるようなスウェーデンでの「労働の人間化」の実験を刺激したのであり、

他に 500 件ほどの実験事例があると言われている。

この時期のスウェーデンの労使関係の特徴は、第一に、ノルウェーに較べると労働争議が多いことであった。1965 年以来、とりわけ中央の労働組合の承認を得ない労働争議が多くなり、労使共にこの労働者の不満をなくし、労使関係を安定させる必要があった。第二に、外国人労働者が多数流入していたことである。特に、1950～60 年代に多く、60 年代には人口増大の三分の一が移民によるとされている。この外国人労働者の増大が、汚れた単調な仕事へのスウェーデン人の就業拒否を生み、労働力募集上の困難をもたらしたのである。例えば、スウェーデン最大の自動車メーカーであるボルボ社は、1960 年代に伝統的な組み立てラインに基づく生産体制を確立したが、70 年代に入ると労働力不足や欠勤などの問題に直面した。労働移動は 30～40% に達し、毎年三分の一の労働者を採用しなければならなかった。また欠勤率は 14% に達し、生産に必要な労働力を確保するために、七分の一の余分の労働力を維持しなければならなかった。このような労働力不足の中で、多くの外国人労働者を採用せねばならず、1973 年にはスウェーデン人は従業員の 20% にすぎなくなった。

1960 年代の労使関係の悪化の中で、従来の作業方法に対する批判が強まった。すなわち、テイラー・システムに基づく職務の細分化が労働者に疎外感をもたらし、それが労働移動や無届け欠勤をもたらしたと考えられたのである。SAF（スウェーデン経営者連合会）と LO および TCO は、1966 年に協調問題推進評議会を結成し、スウェーデンにおいても作業方法の改善を行うことを決定した。経営側は労働者の欲求を考慮することが労働者の満足を高め、生産性の向上に結びつくと考えた。またさらに 70 年代になって特に製造業において労働力募集上の困難が生じたことや、行動科学的思想が普及しはじめたことが、作業組織の改善への注目をもたらしたのである。一方 LO は、1971 年の大会において、「労働の人間化」の具体的方向を打ち出した。第一に、仕事上のストレスを訴える者が組合員の四分の三に達し、そのため単調で無意味な作業自体を修正していくこと、第二に、労働者代表の取締役会への参加、採用・解雇・人事・経営の長期計画の作成などへの労働者の参加を要求すること、というものである⁽³²⁾。

また戸原四郎の指摘によれば、スウェーデンにおける産業民主主義導入の背景として、次の点をあげることができる。すなわち、先に述べた連帯賃金政策が、中央交渉を核とした中央主導であるため、地方の組合に不満が鬱積していたこと、また産業構造の高度化や企業の大規模化につれて組合の地域支部が大幅に整理統合されたこと、こうした理由による地方組合員の中央からの疎外感を解消するための対策として、LO の指導部は、労働者の参加による産業民主主義の拡大に努めることになったのである⁽³³⁾。

LO は社民党との協力のもとに、労使の対等な立場での決定を保証することを目的とした諸立法を実現していった。たとえば 1973 年には、従業員数 100 名以上の企業に労働者代表取締役を二名選出することを保障する法律、および不当解雇の禁止を求めた雇用保障法ができた。また 1977 年施行の共同決定法によって、仕事の配分や割当についての従来の経営権が廃止され、経営の変化には労働組合との事前協議が必要となり、経営者には、生産計画と経営状態・人事政策について、労働組合に情報を提供する義務が課せられた⁽³⁴⁾。

一方、かつてレーン・モデルを共同起草した LO のエコノミスト、メイドネルが 1976 年に整理した被用者基金論が、1977 年の大会で正式に LO の要求とされた。この被用者基金論は、連帯賃金政策によって特別利潤をあげた生産性の高い優良企業の企業資本増加分を、新株の形で組合管理の被用者基金に年々拠出させ、これで組合がやがて大株主として企業の意志決定に参画し、産業民主主義の実をあげる、というものであった⁶⁶⁾。リカレント教育のアイデアが提唱されその導入が議論された時期（1969 年ごろから 1977 年の高等教育改革まで）は、このような産業民主主義の高まりの時期に重なっていたのである。

4. リカレント教育提唱の目的

1960 年代の半ばからの 10 年間に、スウェーデンの大学は、質と量の、個人的選択と人的資本のニーズの、大学の自律性と「システム」の調整の、ハイアラーキーと平等の、それぞれの間の対立によって生み出されたディレンマを解決しなければならなかった。スウェーデンの大学の経験は、他のヨーロッパの大学の経験に類似する点があった。「数の試練 (trial by numbers)」はこの時期他国でも発生していたが、学生数の急増は、中等学校の門がより広く開かれてきたために、スウェーデンにおいて特に激しかった⁶⁷⁾。1950 年代はじめには、同年齢層のわずか 3 % 程度であったスウェーデンの大学進学者数は、60 年代に急増し、1969 年には前章で述べた通り同年齢層の 23 % に達していたのである⁶⁸⁾。

1969 年 5 月の第 6 回ヨーロッパ文相会議の席上、総合制学校展開の理由と動機を尋ねられたパルメは、総合制学校システムの背後にある意図は、低学歴家庭出身の生徒の関心を教育へ向けさせることであり、展開の動機は、国内で利用可能なあらゆる人的資源を効果的に利用する必要があることだと返答した。ルーザックの論文は、パメルの発言として次のような言葉を引用している。国家の人材需要の観点から見ると、多数派集団が能力相応の教育を受けることのできない教育システムは、非合理的である。学校内部の構造的分化は、社会的に決定された分化を生み出す。だから総合制学校は、すべての者に対する平等と機会という重要な一つの社会目的を推進するための大切な手段だ。50～60 年代のスウェーデンの教育政策の特徴は、柔軟な、袋小路を解消した教育システムの創出にあり、学校教育、特に中等教育の制限は労働者階級出身者に一番不利を与えることを考慮すると、11～12 年間の教育期間がノーマルな長さだと思う。すべての者のための中等教育はまた、労働力需要に合わせる必要がある。最後に残った重要な計画は、成人教育を拡大するために、中等後教育の増大を抑えることである、と。パルメはこの計画を「リカレント教育」とよび、次のように述べた。

（リカレント教育は）高校教育に大きな影響を与えるでしょう。リカレント教育システムでは、高校は、労働市場への参加と継続教育、両方の基礎になるからです。とりわけ高校のあらゆるライン、現在基本的に高等教育につながるラインも含めて全ラインに、職業教育の要素を持たす必要があります。反対に、リカレント教育のための準備として、

一般的な理論学習の要素もかなり必要なのです。

同年、スウェーデン議会では穏健統一党（もと保守党）が、スウェーデンにおける教育改革は、教育学上の関心よりはむしろ政治的関心によって動機づけられてきたものだと攻撃した。

教育政策は、社会主義者の理想社会に向けて形成されてきた。パルメが文部大臣になってから、なにかおかしい。……パルメは教育改革のアイデアを中国やほかの共産主義国から得ている。

穏健統一党の議員は、パルメがヴェルサイユで表明した「労働と学習の統合」のアイデアに言及し、政府は社会主義社会への近道を意図しているのか、と質問を締めくくった。パルメはこれに対して、次のように答弁した。

リカレント教育の概念は、あなたが言うほどラディカルなものではありません。この概念は、次のヨーロッパ文相会議の議題に上るのです。社民党について言えば、安定性の保証として民主的な手続きを通じてスウェーデン社会が漸進的に変化することを今もなお信じています。リカレント教育の概念は、国民の日常生活の中で大きな部分を占めている諸問題を解決するための一つの手段なのです⁽³⁸⁾。

リカレント教育のアイデアは、パルメによって指名されて発足していた1968年教育委員会（通称U68）の中で、発展させられた⁽³⁹⁾。このリカレント教育のアイデアについて、ルーベンソンは次のように論じている。高等教育のU68による改革が、スウェーデン国外での文献で取り上げられる時には一般に、平等の達成がその主要な目的として注目された。しかし、平等の問題がこの改革において、どの程度中心的であったかは、明確ではない。一般になされる指摘は、U68は労働運動が急進化した時期に任命されたということであり、この時期、教育、とりわけ成人教育は、再分配政策の重要な手段であると見なされていた。リカレント教育の概念は、1970年代の初めに労働運動に浸透していた急進的教育イデオロギーの一部分と見なすことが可能なのである⁽⁴⁰⁾。

ここで成人教育の動向を見てみよう。1967年の成人教育法案は、当時政治集団内部で広く受容されていた人的資本論の影響を強く受けていた。この法案によって、増大した公的資金は、スウェーデン経済の発展に貢献しうる種類の成人教育の分野（主として、労働大臣管理下の労働市場訓練プログラム）に向けられた。これは前述の「積極的労働市場政策」の一環であり、教育と訓練の供給は、労働市場でのアンバランスに速やかに対処する必要から生じていた。こうした教育と訓練は、一方では、不完全雇用ないし失業中の労働者の雇用状況を改善し、また他方、適切な訓練を受けた人員が不足するためにコスト高となりインフレを引き起こす要因になりがちな産業部門に、必要な技術者を供給したのである。

1967年法案による成人教育改革は、また同時に世代間の不平等の補償をも目的にしてい

た。1950～60年代初期の学校改革によってもたらされた教育システムの急速な拡大は、若い時代に6～7年の教育しか受けられなかった古い世代と、9年間の義務教育ばかりか高校へも進学する若い世代との間に、ギャップを拡大させていた。その結果、LOおよびTCOの内部で、初等・中等教育の拡大に対してその費用を負担している人々も、増大した教育資源の恩恵をともに享受するべきだ、という議論が強まった。中等・高等教育を受けるにふさわしい大量の「才能の保存 (intellectual reserve)」が、成人人口中に存在することを示した研究が、この議論の強い味方となったのである。

以上のように1960年代の成人教育は人的資本論に基づいて計画されていたが、1970年代初頭には、労働運動の急進化と、平等と再分配にその関心の焦点を移した社民党によって、成人教育も新たな局面を迎えていた。1969年に出されたLOのレポートは、LOの成人教育への関心は平等と公正にあると述べ、成人教育は労働運動のイデオロギー上の目標に向かって社会を変革するための一つ的手段である、と論じた。さらに、LOは1971年のレポートでは、成人教育への参加にかたよりがあることを指摘し、このかたよったパターンを変化させるために、これまで無視されてきた集団を対象にした成人教育に高い優先権が与えられるべきことを要求した。この要求は「成人教育の分野における公正な分配とは、すべての者に対する平等な分配を意味するのではなく、より少なくしか受け取ってこなかった者に対して、より多く分配することである」と表現されたのであった⁽⁴¹⁾。

このような労働運動の急進化にともなう教育制度に対する野心は、U 68が1969年に提出した討議用ペーパー（『高等教育——構造と機能』）にも表明されている⁽⁴²⁾。ベンソンは1972年にOECDに提出した報告書の中で、この1969年の討議レポートの提案に沿って、リカレント教育のいくつかのモデルを紹介している。ベンソンは報告書の冒頭で、リカレント教育の概念に対して二つの解釈が存在することを示した。すなわち第一の解釈は、リカレント教育を、成人に限定されたセカンド・チャンスを与える教育とみなす解釈であり、この立場は若者に対する現存の教育システムを自明視してその領域での重大な変化を予想しない。第二の解釈は、リカレント教育概念を、教育システムを統合するラディカルな改革とみなすものであり、義務教育後の実際の中等後教育のシステムを、学校教育後の学習と労働の交替を含む一つの新しいシステムの中で変更する戦略であるとする。そして、この報告書でベンソンは、これら二つの解釈のうち、スウェーデンにおいては、第二の解釈がより幅広い同意を集めてきた、と述べている⁽⁴³⁾。

また、公的な文書にはあまり明言されていないリカレント教育の一つの意図は、リカレントな組織原則に基づいたシステムは、長期の学習プログラムと高い地位の専門職の間の直接の結びつきを解消する、というものだった。TCOはリカレント教育に好意的で、最大の圧力団体となったのに対して、SACOはリカレント教育の理念に強く反対した。全教育システムの徹底的な修正を含む1969年の討議レポートに示された提案、すなわち2年以上にわたる全高等教育プログラムをモジュールに解体するという案は、大学関係者からも強い反対を受けた。提案された段階的卒業 (phased exits) は医学・法学・工学といった長期継続プログラムの関係者から特に攻撃された。また、これらの長期継続プログラムに高卒者が直接

進学しにくくなるアイデアに対しても、強い反対があった。しかし、シングル・コースで成人たちに継続教育を提供することは、幅広い層から支持されていたのである。こうして急進的な野心は次第にトーン・ダウンしていった⁽⁴⁴⁾。

U 68 はその最終レポートにおいてリカレント教育を、経済上の利益を生み、労働市場に恩恵をもたらし、平等を増加し、学生の知的探求心を刺激するものとして正当化した。しかしルーベンソンは、その報告の“詩”の背後には、二つのプラグマティックな問題が存在したと指摘する。リカレント教育を推進した一つの力は、学生のプロフィール、労働能力、そして労働市場のニーズの三者をいかに常時うまく適合させるかという問題であった。この問題は、従来青年期にまともだった長い教育期間を、個人の全ライフサイクルに拡大することによって部分的に達成されうると考えられ、また教育期間の総計は、必ずしも伝統的な教育システムより長くなる必要はない、と考えられた。もう一つの推進力は「制限入学 (numerous clauses)」の問題である。したがって、委員会の報告書において、もっともデリケートな問題は、高等教育機関の入学定員に完全な制限を導入することであった。完全な定員制限は、リカレント教育システムの中で実施する方が、抵抗なく受け入れられやすいだろうと考えられたのであった⁽⁴⁵⁾。リカレント教育の推進派である TCO は、「リカレント教育は新しい学習の場を必要としない。主にリカレント教育は、現存の資源を部分的に選んで利用する。学習と労働を交替する機会が増えることは、より長期の学習期間、あるいは学生総数の増加、のいずれをも必要条件とはしない」と指摘していたのである⁽⁴⁶⁾。

以上から、リカレント教育提唱の目的として考えられる点をまとめると次のようになる。
①世代間における平等の達成、長期の学習プログラムと高い地位の専門職との間の直接的な結びつきを解消することで、階層間の平等の達成をはかる。この平等達成の目的は、1970 年前後の労働運動および社民党が掲げた急進的な目標と一致していた。
②労働市場のニーズに速やかに適合する人材の養成。この発想は、1960 年代に優勢であった人的資本論に基づくものであった。
③リカレント教育という名のもとでの高等教育機関への入学定員の制限。この定員制限の問題は、1950～60 年代の初等・中等教育改革の結果として、スウェーデンが直面せざるを得なかった問題であり、教育費の増大を押さえつつ、平等と人材養成の目的を果たすためにリカレント教育という戦略がとられた、と考えられる。

お わ り に

スウェーデンにおいて、リカレント教育のアイデアは、複線型に分化した学校システムの総合制化という教育改革の過程に連続して生み出された。威信と収入の点で格差のある職業へと結びつく高等教育機関への入学は、1960 年代後半においても、出身階層によってまだ大きく規定されていた。社民党は世代間および階層間の平等の達成をはかることを目標として提示しつつ、中等後教育の増大を押さえることによって、成人教育の拡大をはかろうとした。1960 年代の成人教育は、人的資本論の影響のもと、政府の「積極的労働市場政策」と連動して、経済発展に役立つ教育と訓練に焦点が当てられていた。1960 年代の後半、労働

運動を中心とする政治的ラディカリズムの流れの中で提案されたリカレント教育の初期のアイデアは、既存の教育システムを自明視せず、中等後教育を、労働と学習の交替を含む新しいシステムの中で組み替えていこうとした。しかし、威信の高い長期継続のプログラムを含む、2年以上のすべての高等教育プログラムをモジュールに解体するという1969年の案は、大卒者の組合組織や高等教育関係者の強い反対を受け、実現にはいたらなかった。

ところで、本稿冒頭で示した日本におけるリカレント教育の多様な紹介のされ方は、一見相矛盾するかに見える。しかし、スウェーデンでのリカレント教育提唱時の背景と目的をたどってみた結果、提唱の当初からリカレント教育は複数の目的、すなわち世代間と階層間での平等の達成、労働市場でのニーズに合致する人材養成、高等教育機関への入学定員の制限(=学習権の行使の延期)を有していたことがわかった。このような複数の目的を同時に達成しようとしたリカレント教育が、実際にはどのような成果を生み出したのかを検討することは、今後に残された課題である。

また、スウェーデンにおいて、リカレント教育のアイデアが提唱されその導入が議論された時期は、スウェーデンで産業民主主義が高まりを見せ、労働運動が急進化した時期と一致している。リカレント教育が「労働の世界」そのものの変革と結びつきえたかどうかに関しては、リカレント教育と社会経済政策との関連、すなわち産業民主主義や教育休暇法、社会保険制度といったさらに広い領域の問題とあわせて検討する必要があるだろう。さらに、スウェーデンでの産業民主主義、とくに「労働の人間化」の動きが、労働移動や無届け欠勤による労働力募集上の困難から生じた点に注意を払うとき、リカレント教育も、具体的にどのような人材を養成したのか、という点を詳しく見てゆく必要があると思われる。

注

- (1) 文部省大臣官房『リカレント教育——生涯学習のための戦略——』、1974年、まえがき(若葉照彦)による。
- (2) 畑克明「国際機関における生涯学習政策」石堂豊・森口謙二編『生涯学習実践講座① 変貌する時代と生涯学習』亜紀書房、1988年、241頁。
- (3) 赤尾勝己「生涯教育論の展開」『現代教育科学論のフロンティア』エイデル研究所、1990年、198頁。
- (4) 市川昭午「生涯教育論の登場とわが国における展開」『日本の生涯教育——その可能性を求めて——』総合研究開発機構、1980年、18頁。
- (5) 前平泰志「教育の国際化と国際化の教育(I)——国際機関における生涯教育論の成立と展開——」『京都大学教育学部紀要』第29巻、1983年、88頁。
- (6) 天野郁夫「OECDとリカレント教育」『生涯教育の現状と課題 欧米諸国の実態から』総合研究開発機構、1980年、175-176頁。
- (7) 市川昭午「生涯教育と教育の機会均等」『教育社会学研究』第35集、1980年、27-33頁。
- (8) 文部省大臣官房『OECDの教育関係事業』(教育調査・第83集)、1972年、18-20頁、54頁。
- (9) B. Jones, *Adults on the Campus: Recurrent Education and Widened Admission to Higher Education in Sweden*, Manchester Monographs, The Centre for Adult and Higher Education, University of Manchester, 1985, p. 8. Rusak, S. T., "Sweden and Ontario Under Palme and Davis: educational priorities", *Comparative Education*, Vol. 13, No. 3, 1977, p.

206.

- (10) Verba, et al., *Elites and the Idea of Equality, A Comparison of Japan, Sweden and the United States*, Harvard University Press, 1987, p. 33. 清水望『北欧デモクラシーの政治機構 議会主義体制の形成と展開』成文堂, 1974年, 50頁。
- (11) Verba, et al., *op. cit.*, pp. 33-34. 岡沢憲英『スウェーデンを検証する』早稲田大学出版部, 1993年, 28頁。
- (12) Verba, et al., *op. cit.*, pp. 33-34. 小池和男『労働者の経営参加』日本評論社, 1978年, 72頁。
R. スケース (萩野浩基監訳)『社会民主主義の動向』早稲田大学出版部, 1979年, 28-29頁。
- (13) Verba, et al., *op. cit.*, p. 33. スケース, 前掲書, 65-66頁。
- (14) スケース, 前掲書, 72頁。
- (15) スケース, 前掲書, 65-66頁。
- (16) 松崎巖「生涯教育と単位累積加算制度——スウェーデンのケース」『大学基準協会会報』第64号, 1990年, 42頁。
- (17) 松崎巖「第一章 スウェーデン教育史」梅根悟監修『世界教育史大系 14 北欧教育史』講談社, 1976年, 199頁。
- (18) I. デュリング, 岩動道行訳『スウェーデンの教育改革 1950年 1946年の教育改革委員会の要請による政府法案の概要』国元書房, 1953年, 10頁。松崎巖「スウェーデンにおける大学進学方式の改革について」日本教育学会入試制度研究委員会『大学入試制度の教育学的研究』東京大学出版会, 1983年, 238頁。
- (19) 松崎, 前掲「スウェーデンにおける大学進学方式の改革について」238-239頁。S. Marklund, "Differentiation and Integration in the Swedish Upper-Secondary school", *International Review of Education*, XXIV, 1978, p. 197.
- (20) A. J. Heidenheimer, *Major Reform of the Swedish Education System: 1950-1975*, *World Bank Staff Working Paper No. 290*, Washington, D. C., The World Bank, 1978, pp. 2-5.
- (21) Rusak, *op. cit.*, pp. 204-206.
- (22) 松崎, 前掲「スウェーデンにおける大学進学方式の改革について」230頁。松崎巖「高等教育体制の一元化——スウェーデンの高等教育改革について——」『大学基準協会会報』第51号, 1984年, 98頁。L. パウチャー, 中島博訳『スウェーデンの教育 伝統と変革』学文社, 1985年, 6-8頁。
- (23) 松崎巖「第5節 スウェーデン——生涯教育体制における民主化と合理化の一つのモデル」中島直忠編『世界の大学入試』時事通信社, 1986年, 559頁。
- (24) U 68, *Higher Education, Proposal by the Swedish 1968 Educational Commission*, Stockholm, Allmänna Förlaget, 1973, p. 15.
- (25) 松崎, 前掲「スウェーデンにおける大学進学方式の改革について」244-245頁。
- (26) Heidenheimer, *op. cit.*, pp. 63-64.
- (27) *Ibid.*, p. 67.
- (28) Rusak, *op. cit.*, p. 206.
- (29) J. Bengtsson, *L'éducation récurrente, politiques et évolution: rapports par pays, l'éducation récurrente en Suède*, Paris, CERI/OECD, 1972, p. 7.
- (30) 下平好博「福祉国家と労働市場政策——スウェーデンとイギリスの比較分析——」社会保障研究所編『社会政策の社会学』東京大学出版会, 1989年, 161-162頁。
- (31) 下平, 前掲書, 161-164頁。D. ガト「福祉国家スウェーデンを支える社会民主党」新田俊三編『国境を超えた社会民主主義』日本評論社, 1991年, 87-88頁。
- (32) 奥林康司『増補 労働の人間化 その世界的動向』有斐閣, 1981年, 60-81頁。
- (33) 戸原四郎「スウェーデンにおける平等主義と市場経済——連帯賃金政策を中心に——」東京大学社会科学研究所『現代日本社会 第2巻 国際比較 (1)』東京大学出版会, 1991年, 398

頁。

- (34) 奥林, 前掲書, 65 頁。
- (35) 戸原, 前掲論文, 399 頁。
- (36) Heidenheimer, *op. cit.*, p. 59.
- (37) L. Boucher, *Tradition and Change in Swedish Education*, Oxford, Pergamon Press, 1982, pp. 130 – 131.
- (38) Rusak, *op. cit.*, pp. 206 – 207.
- (39) A. Tuijnman, *Recurrent Education, Earnings, and Well-being: A Fifty-Year Longitudinal Study of a Cohort of Swedish Men*, Stockholm, Almqvist & Wiksell International, 1989, p. 27.
- (40) K. Rubenson, *25 Years of Recurrent and Adult Education Policy in Sweden: Between Ideology, and Economy (Paper Prepared for OECD Examination of Sweden)*, 1992, p. 22.
- (41) *Ibid.*, pp. 3 – 7 .
- (42) K. Abrahamsson, M. Myrberg and K. Rubenson, “Recurrent Education in Sweden—Obsolete Policy Concept or Guideline for future?” in K. Abrahamsson, (ed.), *Implementing Recurrent Education in Sweden: On Reform Strategies of Swedish Adult and Higher Education*, Stockholm, Swedish National Board of Education, 1988, p. 101.
- (43) Bengtsson, *op. cit.*, p. 8 .
- (44) K. Abrahamsson et al., *op. cit.*, pp. 101 – 102.
- (45) Rubenson, *op. cit.*, pp. 21 – 22.
- (46) K. Abrahamsson, O. Nilsson and K. Rubenson, *Recurrent Education—Ideals and Realities in the Swedish System of Higher Education*, Stockholm, Department of Educational Research, Stockholm Institute of Education, 1978, p. 3 .